

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成25年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

平成25年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 試験の日時

### (1) 二級建築士試験

#### ア 学科の試験

平成25年7月7日（日）午前10時から午後5時10分まで

#### イ 設計製図の試験

平成25年9月15日（日）午前11時から午後4時まで

### (2) 木造建築士試験

#### ア 学科の試験

平成25年7月28日（日）午前10時から午後5時10分まで

#### イ 設計製図の試験

平成25年10月13日（日）午前11時から午後4時まで

## 2 試験の会場

倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷

## 3 試験の内容

### (1) 学科の試験

ア 建築計画（建築設備の概要を含む。）

イ 建築構造（構造計算及び建築材料を含む。）

ウ 建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）

エ 建築法規（建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築士法並びにこれらの関係法令）

### (2) 設計製図の試験

建築設計製図（仕様書の作成を含む。）

## 4 受験申込手続

### (1) 持参による受験申込み

#### ア 受付期間及び場所

(ア) 平成25年4月11日（木）から同月15日（月）までの午前10時から午後5時まで

社団法人鳥取県建築士会 鳥取市商栄町195

(イ) 平成25年4月11日（木）及び12日（金）の午前10時から午後5時まで

米子コンベンションセンター 米子市末広町294

#### イ 申込方法

受験申込みは、原則として、受付場所において申込者本人が申込書を直接提出することにより行うこと。

### (2) 郵送による受験申込み

二級建築士試験若しくは木造建築士試験を受けたことがある者で同一の試験を受けようとするもの又は(1)の受付場所から遠方に居住する等で直接申込みができない事情がある者は、(1)のほか、郵送による受験申込みを行うことができる。

#### ア 提出書類

(ア) 平成24年以前の二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は可否の通知書

(イ) 住民票又は直接申込みができない事情を勤務先が証明した書面

#### イ 受付期間

平成25年3月19日（火）から同年4月3日（水）まで。

なお、平成25年4月3日（水）までの消印があるものに限り受け付ける。

ウ 申込方法及び申込先

受験申込書にアの必要書類を添付して、必ず簡易書留により次の宛先に郵送すること。

〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目14-1 財団法人建築技術教育普及センター 本部

(3) インターネットによる受験申込み

平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものは、(1)のほか、インターネットによる受験申込みを行うことができる。

ア 受付期間

平成25年3月28日（木）午前10時から同年4月3日（水）午後4時まで

イ 申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaeic.jp/>) において、必要な事項を入力し申し込むこと。

5 合格者の発表及び合否の通知

平成25年12月5日（木）（予定）に、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、学科の試験についても、二級建築士試験は同年8月27日（火）（予定）に、木造建築士試験は同年9月10日（火）（予定）に同様の方法で通知する。

6 その他

(1) 受験申込書の用紙は、次の場所で平成25年3月11日（月）から同年4月15日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）に配布する。

社団法人鳥取県建築士会 鳥取市商栄町195

社団法人鳥取県建築士会中部支部 倉吉市宮川町二丁目52-1（有限会社エイ・ディ・エム設計研究室）

社団法人鳥取県建築士会西部支部 米子市道笑町二丁目126（株式会社桑本建築設計事務所内）

鳥取県東部総合事務所生活環境局建築住宅課 鳥取市立川町六丁目176

鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課 倉吉市東巖城町2

鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課 米子市糀町一丁目160

(2) 設計製図の試験の課題は、平成25年6月12日（水）（予定）から社団法人鳥取県建築士会に掲示するとともに、学科の試験の会場においても掲示する。

(3) 受験手数料

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の定めるところにより所要の手数料を徴収する。なお、納付の方法は、財団法人建築技術教育普及センターが定める試験案内によること。

(4) 問合せ先

社団法人鳥取県建築士会 鳥取市商栄町195 電話0857-21-7280

(5) この試験に関する事務は、鳥取県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行う。

(6) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ、財団法人建築技術教育普及センター本部業務第1課（電話03-5524-3105）にその旨を申し出ること。